

## 伊佐市過疎地域持続的発展計画（素案）に対する意見公募の結果について

市では、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「伊佐市過疎地域持続的発展計画」を策定するに当たり、計画（素案）に対する市民の皆さまの御意見等をうかがう意見公募（パブリック・コメント手続）を実施しました。

その結果、2通（11件）の御意見をいただきました。それらの御意見と市の考え方は下記のとおりです。

### 1 結果概要

#### （1） 募集方法等

募集期間	令和3年10月4日（月）～令和3年11月5日（金）
意見提出方法	郵送、FAX、メール又は持参
計画（案）の公表場所	企画政策課、市民課（大口庁舎）、地域総務課（菱刈庁舎）、大口ふれあいセンター窓口、まごし館窓口、市ホームページ

#### （2） 意見数等

提出数	2通（メール2通）
意見数	11件

#### （3） 項目別の意見数

第1章 基本的な事項	1件
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	2件
第3章 産業の振興	2件
第4章 地域における情報化	—
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保	1件
第6章 生活環境の整備	—
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	1件
第8章 医療の確保	—
第9章 教育の振興	1件
第10章 集落の整備	—
第11章 地域文化の振興等	—
第12章 再生可能エネルギーの利用の推進	—
第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	2件
全般に関する御意見	1件

## 2 いただいた御意見と市の考え方

### 【第1章 基本的な事項】

No	頁	御意見（要旨）	市の考え方
1	10 ～ 12	<p>過疎計画（素案）の「地域の持続的発展の基本方針」が2011年に作られた第1次伊佐市総合振興計画の基本方針を踏まえているのは、この過疎計画書が素案だからでしょうか？</p> <p>コロナ禍と言う世界規模での変化も現在進行形で進んでいます。</p> <p>行政と民間、市民が真の意味で協力し発展持続するための新たな発展計画がより盛り込まれることを期待します。</p>	<p>本市は現在、第2次総合振興計画の策定中であるため、過疎計画（素案）の「地域の持続的発展の基本方針」では、第1次総合振興計画の基本方針を掲げています。御意見のとおり、社会情勢は変化し続けています。そのことを踏まえて（素案）を策定しています。</p>

### 【第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成】

No	頁	御意見（要旨）	市の考え方
2	13	<p>現状と問題点、その対策の記載方法について、カテゴリー分けできる部分は分けるなど見やすくしてほしい。</p>	<p>章によって、部門ごとの記載が容易なもの、困難なものとの差異があるため、計画全体の体裁を統一しています。</p>
3	13	<p>地域間交流について、友好交流協定、姉妹都市との現状などの詳細記載はしないのでしょうか。</p>	<p>御意見を踏まえ、「市民による広域での交流」という文言を姉妹都市交流に関する具体的な記述に修正します。</p>

### 【第3章 産業の振興】

No	頁	御意見（要旨）	市の考え方
4	15 ～ 20	<p>現状と問題点、その対策の記載方法について、カテゴリー分けできる部分は分けるなど見やすくしてほしい。</p>	<p>章によって、部門ごとの記載が容易なもの、困難なものとの差異があるため、計画全体の体裁を統一しています。</p>
5	15 ～ 20	<p>「事業計画」は更新・追加されていますが、「その対策」の内容の大半が旧過疎計画のままです。旧過疎計画の対策は持続的発展計画対策として罷り通るのですか？表現を変えたり、新たに文章追加するなどお願いしたいです。</p>	<p>記載内容の大半が旧過疎計画と同じであるとの御意見ですが、現在の状況と照らして見直した上での記載であることを御理解ください。</p>

【第5章 交通施設の整備、交通手段の確保】

No	頁	御意見（要旨）	市の考え方
6	23	農道に関し、「農山漁村活性化プロジェクト交付金事業等により」とあるが、今計画では農山漁村活性化プロジェクト交付金事業は見当たらないようですが、記載ミスでしょうか。	「農山漁村活性化プロジェクト交付金事業」のメニューの一つに「農道」整備があるため、事業計画に「交付金」の名称は記載しておりません。なお、国において当該交付金事業が刷新されておりましたので、成案には交付金の名称を変更して記載します。

【第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進】

No	頁	御意見（要旨）	市の考え方
7	31 ～ 33	現状と問題点、その対策の記載方法について、カテゴリー分けできる部分は分けるなど見やすくしてほしいです。	章によって、部門ごとの記載が容易なもの、困難なものとの差異があるため、計画全体の体裁を統一しています。

【第9章 教育の振興】

No	頁	御意見（要旨）	市の考え方
8	37 ～ 40	現状と問題点、その対策の計画として、過疎地域持続的発展特別事業を活用されるものはないのでしょうか。	現在のところ、過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト事業）としての計画はありません。

【第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項】

No	頁	御意見（要旨）	市の考え方
9	45	宮崎県日南市の過疎計画のように、過疎問題で危惧される財政基盤と行政組織の現状・対策を組み込むべきだと思います。	御意見については、第2次総合振興計画の策定において、参考にさせていただきます。
10	45	旧過疎計画には存在していたイベント育成事業が今計画では無くなっています。次の時代を生きる人材を育成するためにも、団体を特定せずにイベント育成事業を計画に組み込むことはできないでしょうか。（毎年、実行委員会から企画募集し、プレゼンで採用にするなど。）	イベントなどの過疎地域持続的発展特別事業（過疎債ソフト事業）は、その事業内容、必要性、事業効果及びその効果が将来に及ぶことを個別の事業ごとに具体的に記載しなければならないため、素案に盛り込んでおりません。 御意見については、第2次総合振興計画の策定において、対応させていただきます。

**【全般】**

No	頁	御意見（要旨）	市の考え方
11	一	<p>旧過疎計画の文章のままが多く見られます。</p> <p>過疎対策は以前より計画・継続されてきたもので大幅な変更がないため旧過疎計画文章の変更をせずに素案として いる、とも理解できますが、もう少し 文章を変更するなどできないでしょうか。</p>	<p>旧過疎計画の記載のままの箇所が多いとの御意見ですが、現在の状況と照らして見直した 上での記載であることを御理解ください。</p>